

農政商工観光委員会会議録

日時 平成20年12月18日（木） 午後3時39分～午後4時03分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子
副委員長 望月 勝
委員 中村 正則 保延 実 渡辺 英機 竹越 久高
丹澤 和平 小越 智子 内田 健

委員欠席者 森屋 宏

説明のため出席した者

商工労働部長 廣瀬 正文 商工労働部次長 新津 修
商工総務課長 飯沼 義治 商業振興金融課長 岩波 輝明
商業振興金融課総括課長補佐 小島 徹 商業振興金融課課長補佐 城野 仁志

議題 第153号 平成二十年山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出及び第二条債務負担行為の補正

第154号 平成二十年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午後3時39分から4時03分まで審査を行った。

主な質疑等

※第153号 平成二十年山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出及び第二条債務負担行為の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第154号 平成二十年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算

質疑

丹澤委員 まさに緊急を要すること、素早い対応をされて、本当にお金の不足しているところはありがたいと思っています。僕は、前のときにもお話をいたしましたけれども、せっかくこういうような緊急融資対策で手を打ったわけですから、まさに貸し手の方も素早く審査をしていただいて、素早く、困ってい

るところへお金が行き届くような、一層、金融機関もしくは信用保証協会がそういうような手当てを整えていただきたいと思います。

これは別に、僕は制度に反対しているわけじゃない、ちょっとお尋ねをさせていただきたいんですけども、一般会計から短期で貸し出しをするということは、3月31日には返していただくのであって、それは、貸出先は信用保証協会ということですから、信用保証協会が自分の手持ちに57億円のお金があれば別ですけども、なければ市中の銀行から借りてきて、そして県にお返ししなければならぬということになります。そしてそれを、今度は県が新たに新年度予算で貸し出すときには、いつの日付で貸し出すんですか。

岩波商業振興金融課長 土日でない限りは4月1日で貸し付ける予定であります。

丹澤委員 そうすると、一般的には、こういうものは1日であっても両入れといって2日間の利息を払うことになります。57億何千万円かの利息というと、それは、本来は県が無利子で貸し付けているわけですから、全く向こうは負担を強いられないわけですけども、信用保証協会の場合、1日借りの場合の利息、そういう手持ちのお金はあるんでしょうか。

岩波商業振興金融課長 こういう事態への対処ということでございますので、信用保証協会の方には御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

内田委員 不保持情報だから、あんまり突っ込んだ質問もできないと思うんですけども、私は次長から電話をいただいたときに「そうですか」ということで一応返事はしておいたんですけども、今まで単コロ、短期貸し付けについていろいろなことを言ってきたこともあるので、明らかにしておいてもらいたいことが幾つかあって、1つは基金の積み立てが不足するというんですけども、これは、今、わかりますよね。わからない？ 130億円、たしか当初予算で取り崩しているということはあるんだよね。たしか基金の取り崩しがあるんですけども、そうすると、要するに何を言いたいかというと、我々が何年も前に財政が健全化でない、健全化しなければいけないということでこの議論をずっとやってきたんですけども、取り崩してしまえば財政再建団体みたいなものに転落するわけだよね。だからそれができない。

そうすると、山梨県は、我々が県会議員になって何年かかかわってくる中で、言っていたことがだんだんそれに近づいてきている。そういうことを財政課だとか、あるいは総務部なんていうのは非常にごえんけん（無関心）で、ごえんけん（無関心）ということは、多分国から来ている人たちが牛耳っているからなんだけれども、自分たちの責任はほとんどないんだよね。何年かいて帰れば、おれたちは関係ねえやというものがあって、私はここまで来ていると思うんです。

そういう中で、いよいよ山梨県もそういう状況じゃないと。それはそうですよね。世界的に同時不況みたいなことになっているんだから。こんな小さい県は何か起きればひっくり返ってしまう。そういう状況に来ていると思うんですけども、そういうことの認識が、私は執行部の中には不足していると思う。我々議員の中にも、多分、いいじゃんか、いいじゃんか、みんなしょうがねえ、しょうがねえ、これでいけ、いけ、ということだと思っただけけれども、その辺はきちっと説明すべきだと思っただけけれども。次長の権限というか、説明できる分だけ説明してください。

新津商工労働部次長 知事も緊急の事態だと申し上げておりますけれども、今回の商工業振興資金につきましては、信用保証協会を通して県の原資を提供して中長期、低利率で貸しつけただいて、今回増額するものは5年と10年ですけれども、その範囲内で必ず返ってくるものでございます。そうしたことで、今回の資金の増額については、こうした、急に50億円以上のお金が要するということについての措置としては、最終でも10年のスパンで返ってきますので、県全体の財政に、影響はないとは申しませんが、最終的に恐らくそれで済むのではないかと、事業課としては考えております。

内田委員 必ず返ってくるのなら、基金を取り崩せばいいじゃないですか。そう思いますよね。県民もみんなそう思う。そうでしょう。必ず返ってくるならば、財政再建団体なんかにならないんだから、基金があるうちはそれを取り崩したらいいと思います。これも財政課？

新津商工労働部次長 要するに10年間というスパンで返ってきます。

内田委員 10年先はわからない。

新津商工労働部次長 今回、5年と10年の2種類があって、10年の方が非常に多くて、単純に平均すると8年ぐらい。そういうことですので、私どもとしては、そういうことで財政当局にお願いをいたしましたけれども、そういうことで措置をしていただければ、こうやって県の予算をつけていただければ、我々としては非常にありがたいと思います。

内田委員 この議論はこれでおしまいになります。要するに、私が何を言っているのかというと、県民から見て非常にわかりにくい。多分、新聞の報道もそういう報道をしたと思うんだけど、では、もとを何に求めるのかというのがわかりにくいわけです。短期借入れとか貸し付けというのは、一般の社会では通用しないことなんだよね。会計年度というのがあって、4月から3月31日までの中でやりくりすれば済むということがあるから成り立っているものであって、本来の社会では成り立たないことをやっているわけ。それが、32都道府県がやっているからおれたちもやるんだということなんだよね。

それだったら、何も基金がまだ残っているからそれを取り崩せばいいんだと思うんだけど、それはやらない。なぜやらないかということ、外向きが、外から見たときに、これ、やばいと思われるからですよ。だからやらないんでしょう。その辺を、この際、私は、この間、環境整備事業団がまだ単コロをやっていることを知らなかったんだけど、質問戦のときに調べたらやっているということで、ほかの部分は改めさせたんだけど、あれはまだ残っていたということで、またそれをやらなきゃならないという状況にあるということだからしょうがないと思うんだけど、とにかく説明というか、県民に対してきちっとした説明だけはすべきだと思うんです。

小越委員 1つ要望なんですけれども、先日も、この問題を聞いたんですけれども、金額が毎日、2億円、2億5,000万円とだんだん多くなっているんですけれども、本当に必要などころに行っているかどうか、不安がちょっとあるんです。本当に零細の企業の方が申し込まれるんですけれども、なかなかそれを金融機関のところまで離れたりと、そういうお話を何件か伺っています。

そして、前回のときも聞いたんですけれども、銀行の今までの借りたのを、

制度融資に借りかえはできないというお話がありましたけれども、テクニック上やっているところも幾つかあります。そうすると、銀行のところはかなりしゃかりきになってお客さんを集めているという実態も今あると思うんです。つかんでいるかと思うんですけれども、ぜひそのところの実態を把握してもらいたいと思うんです。お金をそんなに出すというのであれば、本当に必要なところに行っているかどうか、ちょっと心配なんです。

例えば規模別、大きいところ、経営が大変なところじゃなくて、経営がまあまあいっているところだとか、大きいところとか小さいところとか、そういう規模別でどのくらい融資がされているのか、調査をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

岩波商業振興金融課長 県の制度融資につきまして、規模の比較ということでいいますと、申しわけないですが、県の制度融資が、ちょっと内集合になりますけれども、保証協会の今回の緊急保証をつけている金額のベースでいいますと、11月28日現在が申込金額で2,000万円より小さいところというのが51%。それから16日現在が61%というように、金額的には小さい金額のほうにだんだんウエートが移ってきているということがうかがえます。

それから、16日現在の、昨日の申込金額、よろしいでしょうか。

木村委員長 はい。

岩波商業振興金融課長 これは県の融資ですけれども、これの単価を見てみると1,400万円余という数字で、12月11日現在で見ますと、単価が1,950万円ということで、県の制度融資のほうも1件当たりの申込額が下がってきておりますので、比較的小規模のところに渡ってきていると認識しております。

それにつきましての調査ということでもありますけれども、今申し上げましたように、保証協会でもデータをとっておりますので、そのデータをもとに傾向を見ていきたいと考えております。

それから、借りかえのお話についてですけれども、県の制度融資機関については100%保証が昨年10月から責任共有になったんですが、それ以前の100%の時代のものを県の制度融資間で今回の緊急保証に借りかえるということは制度上、経営支援借換融資というものがおりますので、それで対応していただいております。

先日の委員会のお話でもお話をいたしました、銀行が今回の緊急保証制度を使って借りかえるということは、それもできます。ですけれども、固有のものを県制度に移し変えていくということとはできないということで、私どもも承知しておりますし、保証協会にもそれは確認をして、そういうことはないとお答えをいただいておりますし、今後ともそういうことはないようにしていきたいと思っています。

以上でございます。

小越委員 実際にそういうものがかなり私の耳にも入ってきて、銀行さんは今までの分もそれで埋めるといえるのか、押していくわけですね。そうしますと、本当に必要なところに行っているのかどうか、とても心配なんです。だったら、申請して決定するまで、その違いはあるんですか。相談に来た人、相談件数とか、申請件数と決定のところの件数の差がどのくらいあるんでしょうか。

岩波商業振興金融課長 差額というよりも実質的にお話をさせていただきます。16日現在で

ございますけれども、不況業種対策融資の申し込みが514件で約94億円の申し込みが来ています。これは累計です。そのうち同日の決定分が178件、31億9,000万円余でございます。したがって、16日現在で62億円の未決定案件があるということでございます。先ほどの丹澤委員の御要望の部分に対するお答えでもあるんですが、保証協会では24日までの申し込みについては年内で必ず処理をするという体制で取り組んでおります。日々のものについても、今、保証審査がございますのでラグはありますけれども、最長でも10日ということで、事前審査から本審査を経て決定までという日程でしてございまして、24日の持ち込みは29日ということであれば、休日も入れてということでもありますので、その間は5日ということですので、そういうスパンで、協会としてはフル体制の中で審査決定をしていくという体制でしております。

以上でございます。

小越委員

それはいいんですけれども。ここで終わりにしますけれども、申請されて、やはりこれは当てはまらない、これはためだというように言った件数が何件あるかというのを聞いたかったんです。

それと、先ほど言った本当に必要な方のところにお金が回るようにしてもらいたいと思っているんです。先ほど、銀行の場合のところは借りかえできないのがありましたよね。もし、そういうことがあった場合は、ちゃんと金融機関に指導していただきまして、それはやってはいけないと。それを税金でやることになりますから、それは金融機関にしっかり指導してもらいたいと思うんですが、そこら辺の確認をしたいんです。もし、そういうことがあった場合は金融機関に指導して、それから金融機関を公表することとかも含めて検討をしてもらいたいんですけれども。

岩波商業振興金融課長

それは保証協会が保証をつけたもの以外にも、保証先の融資はすべて把握をして、口座の出入りというのを審査する仕組みになっておりますので、それは技術的にできないと思いますが、さらに委員からそういうお話がありましたので、保証協会にはそういう御意見があったということを伝えて、金融機関に指導が必要であれば、そういうことをしていただくようにお話を伝える、そのように考えております。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。

以上

農政商工観光委員長 木村富貴子